



かなたたくん

■今月のラインナップ P1~8

- ◎フィンテック(FinTech)とワードを耳にしたことはありますか?
- ◎MyKomon共有フォルダを利用した電子帳簿保存法改正への対応
- ◎何を準備しなければならないのかチェックしよう!
インボイス制度 準備編
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!
- ◎特例承継計画の提出期限の延長
- ◎決算書の数字を入れるだけで貴社の未来が見える!!
『あんしん未来診断』
- ◎顧問先様の資金繰り相談に、お答えします!



■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のために
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎株式会社 町田工業
- ◎Café こねくと ◎一般社団法人 海kai



かなた税理士法人 代表社員
中野 隆二

暑さ一段落の9月でしょうか。コロナ少しは落ち着いてきたでしょうか。来月の弊社主催のゴルフコンペは開催できるでしょうか、などいろいろなことを考えてしまう今日この頃ですが、皆様相変わらずお元気ですか。私の周りも発熱者とか濃厚接触者とかまたその接触者とか大変ですが、あまり気にしても仕方がないのでいつもの気力でがんばりましょう。

突然ですが相続税・贈与税の納税猶予という制度をご存知ですか。事業承継税制の一環の制度で、会社の後継者が自社株式を生前贈与や相続で承継取得した場合には、通常は贈与税や相続税がかかりますが、一定の要件をクリアするとその納税を猶予することができます。納税猶予とは、納税を先延ばしにする、納税を待ってくれるという意味です。納税を先延ばしにできる事は良いことですが、中途半端な先延ばしは猶予期間の利息もかかることから良くない結果となってしまいます。この制度を一旦適用したならば、その要件を満たし続け、次の贈与や相続承継まで満たし続け相続税免除を勝ち取る必要があります。適用要件については詳細を避けませんが、基本的には対象会社を衰退させず継続させることです。この制度を適用するには、まず特例承継計画の確認申請を都道府県知事(税務署ではないです)に行うことから始めます。この制度は期間限定で、令和6年3月末までです。紙面の都合でここより先はいつもの監査担当者に聞いてください。

おまけは、我が家の家族?の紹介です。普通のヒメダカと橙と黒の斑(ぶち)色のヒメダカで、以前数匹買ってきましたらその後異様に増えました。写真は4月頃のメダカの入った石鉢と8月のホテイアオイに占領された石鉢です。今年もホテイ草の花が咲きました。



2022

9

September

VOL.10

発行日: 令和4年9月1日
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人

フィンテック(FinTech)とワードを 耳にしたことはありますか？



監査第一事業部
部長代理 新井 紀彦

フィンテック(FinTech)とは、
「金融(Finance)」と「技術(Technology)」を
掛け合わせた造語です。

ITを活用した革新的な金融サービスのことを
いいます。

会計業界においても、銀行や信販会社から、インターネットを利用して取引データを受信し、会計ソフトに取り込む機能が一般的に普及してきました。

さらに、仕訳のルール化機能を利用すれば仕訳を“自動的”に計上できます。

電子帳簿保存法の改定や消費税のインボイス制度の開始を真近に控え、世の中には様々な機能やサービスがどんどん増えています。今が会社の基幹ソフトの機能を再点検し、業務フローを考え直す絶好の機会だと私は感じています。

フィンテック機能を導入して毎日の作業を省力化するとともに、業務フローを見直してコストを増やすことなく必要な情報がすぐに集計できる仕組みを構築しませんか？

まだフィンテック機能を導入していないお客様はぜひ弊社の担当者にご相談下さい。



令和6年1月1日より電子取引は電子での保管が義務付けられます ご興味がある方は担当者へご連絡ください

MyKomon

2021年12月9日版

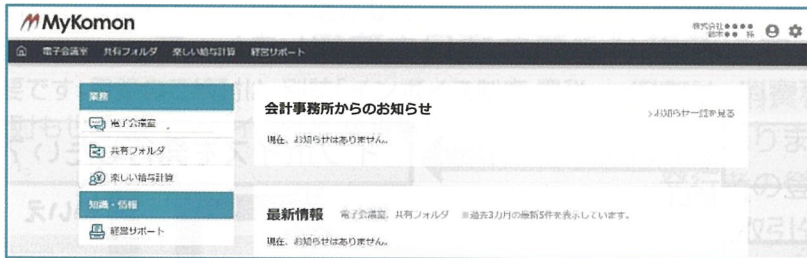
MyKomon共有フォルダを利用した 電子帳簿保存法改正への対応

平素よりお世話になっております。弊事務所では、2022年1月の電子帳簿保存法改正に伴い、「共有フォルダ」のご提供を開始いたします。

共有フォルダとは…

MyKomon上でデータファイルの受け渡しができる機能です

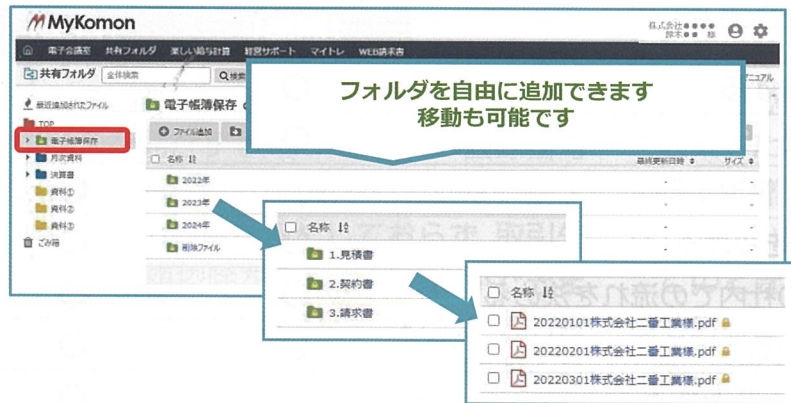
- ・セキュリティが高く、メールのように誤送信の心配がありません
- ・クラウドなのでバックアップも安心です
- ※情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証取得済のデータセンターに保管されます



電子帳簿保存フォルダ

2022年1月からの電子帳簿保存法改正に対応したフォルダです

- ・ファイルの訂正削除ができないシステムです
- ・取引年月日、取引金額、取引先名で検索が可能です
- ・フォルダの階層化でデータファイルの整理ができます



名で検索が可能です
検索もできます。

フォルダ	サイズ
3.請求書	31KB
3.請求書	31KB
3.請求書	31KB
3.請求書	31KB
3.請求書	31KB
3.請求書	31KB

1GBまで50円(税別)(当面无料)

・1GBを超えた場合、1GBにつき50円/月(税別)

<参考> 通常のPDFファイル(100KB程度)であれば2GBで20,000ファイルの保存が可能です

【お問合せ先】 かなた税理士法人 TEL: 027-347-0933

何を準備しなければならないのかチェックしよう!

インボイス制度 **準備編**



インボイス制度の開始までに決定し、整えておかなければならないことをまとめました。

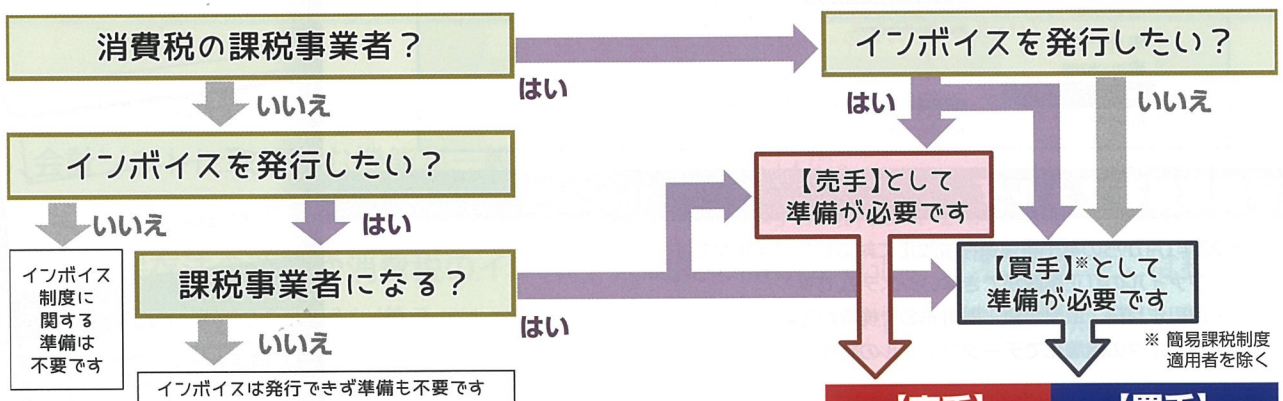
何をすればよい? フローチャートで確認

インボイス制度が始まる前に、何を準備しなければならないのでしょうか。ここでは、インボイスを発行する側の **【売手】**^{※1} と受ける側の **【買手】**^{※2} 両方の目線から、段取りをご案内します。

※1 本誌における **【売手】** とは、**適格請求書発行事業者に登録した事業者**を指します。

※2 本誌における **【買手】** とは、**仕入税額控除を適用する消費税の課税事業者**を指します。
(簡易課税制度を選択適用している事業者は除きます。)

●まずは下のフローチャートで、準備が必要な項目を確認しましょう。



※ 簡易課税制度適用者を除く

	【売手】	【買手】
<input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者に登録する	○	
<input type="checkbox"/> 取引先に登録番号を通知する	○	
<input type="checkbox"/> 取引先の登録番号を集めて、管理する		○
<input type="checkbox"/> どれをインボイスにするのかを決める	○	○
<input type="checkbox"/> インボイス発行後・受領後の社内での流れを決める	○	○
<input type="checkbox"/> インボイスの保存方法を決める	○	○
<input type="checkbox"/> 経費をどう管理するのか、ルールを作る		○
<input type="checkbox"/> 消費税の税額計算の方法を決める	○	○
<input type="checkbox"/> 必要なシステムの改修	○	○
<input type="checkbox"/> 社内への周知・徹底	○	○
<input type="checkbox"/> 免税事業者への対応		○

まずは
何から始めよう？

【売手】としてはインボイスを発行するために、適格請求書発行事業者に登録します。

【買手】は仕入税額控除を適用するためにインボイスが必要です。
取引先の登録番号の把握・管理が欠かせません。

【売手】

適格請求書発行事業者に登録する

まずは適格請求書発行事業者に登録申請します※1。**令和5年3月31日までに申請**すると、制度開始までに登録が間に合います。申請は、書面もしくはe-Taxで行います。手続きのご相談・ご依頼は、お気軽にお問い合わせください。

※1 登録は任意ですが、インボイスを発行される場合は、登録が必要です。登録のご検討は、別誌「インボイス制度 課税事業者版」もしくは「インボイス制度 免税事業者版」をご覧ください。

【売手】

取引先に登録番号を通知する

税務署による審査を経て登録が完了すると、登録番号が通知され、「適格請求書発行事業者公表サイト」※2にて公表されます。

登録番号を取得したら、必要な取引先に早めに通知するとよいでしょう。

インボイスを発行する際は、必ずこの登録番号を記載します。登録番号が記載されていない請求書はインボイスの要件を満たしておらず、取引先（買手）は仕入税額控除を適用することができません。売手の登録番号は買手にとって、とても重要な情報です。事前に登録番号を通知しておくことで、取引先は「この会社にインボイスの発行を求めることができる」ということが確認できます。

また、制度開始までの準備には、取引先とすり合わせを要するものもあり、**対応に時間がかかります**。早めに通知することで、準備も早くスタートできます。今後の取引や管理を円滑にするために鍵となるアクションです。

※2 国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

適格請求書発行事業者の氏名又は名称、登録番号、登録年月日（登録取消・失効年月日）、法人については本店又は主たる事務所在地が確認できます。

【買手】

取引先の登録番号を集めて、管理する

買手にとって、**取引先が発行するインボイスの保存は、消費税の仕入税額控除を適用するための要件**となります。

発行者の登録番号は、インボイスの必要記載事項です。取引先について

- 適格請求書発行事業者に登録したか
- 登録した場合は、その登録番号

を確認し、制度開始に備えましょう。

また、買手が作成する仕入明細書等（一定の事項が記載されたもの）を保存することによって仕入税額控除を適用する場合にも、売手の登録番号の記載が必要となります。

収集した登録番号は、**取引先台帳に登録番号の13桁と登録日を記入する欄を追加する**など、管理しやすい場所を用意されるとよいでしょう。

このとき、登録取消日、登録失効日などの記入欄があると便利です。登録番号に期限はありませんが、今後のことを考えた場合に、取引先が登録を取り消したり、事業廃止や個人事業主の死亡などで失効したりするケースも想定されます。これらの登録の取消・失効の情報は、取引先からの案内や問い合わせの他、「適格請求書発行事業者公表サイト」※2でも確認が可能です。

また、新規の取引先の場合は、**基本契約書などに登録番号の記載欄を設けておく**と、情報収集がスムーズです。



特例承継計画の提出期限の延長

表紙で代表もお伝えしてありますが、事業承継税制は法人版と個人版の2種類があり、法人版は自社株式、個人版は事業用資産を対象に、これらの資産を後継者へうつすときに発生する贈与税又は相続税の納税を猶予及び免除する制度になっています。

対象となる会社又は個人事業者・贈与者・受贈者にはそれぞれ一定の要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、都道府県知事から認定を受ける必要があります。

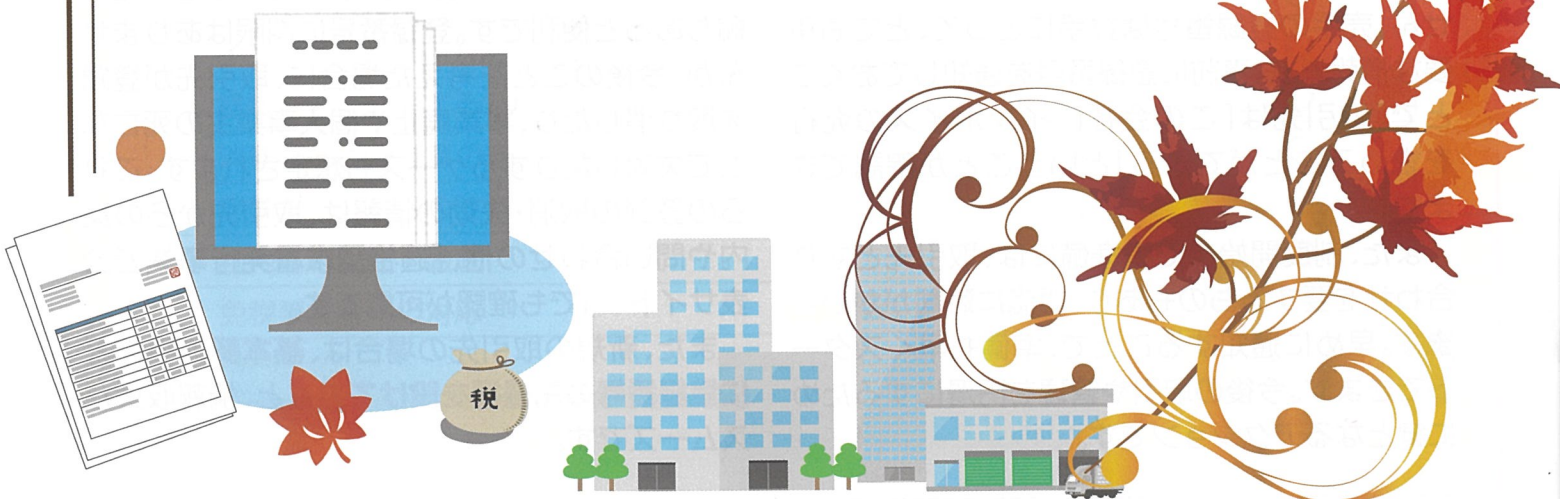
実際に納税猶予を受けるためには、申告をきちんと行うとともに猶予税額及び利子税の額相応の担保を提供する必要があります。この場合の担保とは法人版であれば異動した自社株式そのものになります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡等を行うなど一定の事由が生じた場合には、利子税とともに猶予を受けていた税額を納付する必要があります。一方で、後継者の死亡等してしまった場合などには、その猶予されている税額が免除されます。

まずは、都道府県知事に特例措置を受けるための要件を満たしている会社等であるという認定を受けなければなりません。この「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、令和6年(2024年)3月31日までとなりました。認定を受けてから実際に特例の適用を受けるためには、法人版だと自社株式等の異動を令和9年(2027年)12月31日までにしなければなりません。

とりあえずは特例承継計画だけ提出しておき、実際に納税猶予の適用を受けるかどうかは後々じっくり考えるというのも一つの方法だと思います。

そのためにも、贈与税額、相続税額がどれくらい発生する見込みなのかを把握する必要があります。株式を評価するには複雑な計算が必要ですので、自分の会社の株価がいくらなのかまずは、各担当者へご相談ください。



相続事業承継のお悩み、 かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。
専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせていただきます。

1. 相続対策の 3本柱で最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。
所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを
総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら
最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

分ける

財産分割を
スムーズにする

納める

納税を
スムーズにする

下げる

相続評価を
下げる

所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2. 会社状況を把握して ベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとって最適な事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

**後継者
問題**

**会社支配権
の問題**



会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせていただきます!

利益達成
財務改善
売上拡大

決算書の数字を入れるだけで貴社の未来が見える!!

『あんしん未来診断』

好評開催中!!



全国の金融機関に導入されている財務シミュレーションシステムを使用

無料で、**簡単**に、**短時間**で
下記書類を作成させていただきます。



あんしん未来診断書

財務診断

御社に適した「借入返済可能売上高」や、「代金の回収・支払いバランス」などの経営指標を診断します。

格付診断

御社の格付け(与信)を診断します。金融機関が融資の際に見るポイントなどを、分かりやすく紹介しています。

未来決算

管理会計に基づいて、御社の未来の決算書(損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書など)を作成します。



「経営計画をもっと身近に。もっと気軽に。」

私たちは国内最大の経営計画推進グループ『あんしん経営をサポートする会』に所属しています。

お気軽にお問合せください。

かなた税理士法人 財務コンサル部 相澤・柳澤

顧問先様の資金繰り相談に、 お答えします!!

かなた税理士法人では、経験豊富な
金融機関出身者が、資金繰り相談に
応じています。



コロナ融資の元金返済開始以降、現預金が減り続けていませんか？
その場合、借入金の返済財源が、不足していることが考えられます。

借入金の返済財源を確保する方法は、**以下の3点**が考えられます。

①返済できるだけの利益を出す。

→コロナの終息が見通せない中、容易なことではありません。

②返済額を金融機関に減額してもらう。

→いずれは返済しなければなりませんので、できれば避けたいものです。

③借入金の利用を金融機関に依頼する。

→コロナ融資は令和3年3月末を持って取扱終了となりました。後継の融資制度
はありますが、ハードルが高くなっています。

その上で、資金繰り改善策を、私達と一緒に考えましょう!

必要に応じ、取引金融機関との折衝や、経営改善計画書の策定(5カ年計画が一般的)までご支援させていただきます。

お気軽にお問合せください。

かなた税理士法人 財務コンサル部 相澤・柳澤

今月のコラム



かなた税理士法人

コロナ融資の返済について

コロナ融資の返済元金の据置期間の終了する時期が本格化します。コロナ融資で手元資金に余裕があるうちに、返済を止めて資金繰りを安定させることは間違っていないと思います。

業績回復が明確に見込めない時は、早い段階でリスクを検査し、資金繰り対策に備えることが必要です。

一方で、資金繰りに関心がなく、資金調達が厳しくなってから金融機関に相談すればよいというスタンスでは、時間的にギリギリで、新規の融資審査をする時間が取れず、やむを得ず返済を止める(止めざるを得ない)状況に至るケースも考えられます。

現在金融機関は、返済を止めることは比較的簡単(スムーズ)に対応してくれるようです。ただ、リスクによるデメリットも理解しておく必要があります。

- ①新規融資が難しくなる。
- ②全ての金融機関で返済を止めなければならない。(金融機関間の調整に時間がかかる)

コロナ前の状態に戻っておらず、近い将来資金繰りに不安な企業は、新規調達がしにくくなるというデメリットに問題がないこと、業績回復が明確に見込めないこと等に該当する場合は半年から1年間の資金繰り計画を作成して、金融機関側も相談体制は整っていますので。早い段階でのリスクの検討も資金繰り対策の一つだと思います。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社 高崎総合コンサルタツ

経営力向上計画～減少を続ける中小企業～

経営者の皆様は『経営力向上計画』という制度をご存知でしょうか？今から約6年前、平成28年7月1日に『中小企業等経営強化法』が施行されました。これに伴い、中小企業等は『経営力向上計画』を作成して国の認定を受けると、**税制優遇や金融支援**といった各種の支援を受けることが出来ます。

現在、国内に約350万の中小企業がありますが、この『経営力向上計画』の認定を受けている中小企業は令和4年5月31日時点で140,690件(全体の約4%)となっています。中小企業の本数は、この4～5年で約30万減少しています。経営者の高齢化、国内全体の人口減少、景況感の悪化、新型コロナウイルスなど、多くの原因はありますが確実に中小企業の本数は減少しています。

『経営力向上計画』は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。非常に厳しい状況にある経済情勢だからこそ、『経営力向上計画』を策定して、今後の事業展開を検討されてみては如何でしょうか。

(株)高崎総合コンサルタツでは、これまでに多くの『経営力向上計画』の作成・申請支援を行ってきました。まだ認定を受けていない、もう少し詳しく話を聞きたいという経営者様、いつでも遠慮なくご連絡ください。

株式会社 高崎総合コンサルタツ 中林 大樹

株式会社 エフピーエス

社会保障制度改定

法改正により2022年10月から短時間労働者を社会保険に加入させる必要のある企業規模要件が段階的に引き下げられます。

短時間労働者の社会保険加入義務がなかった企業も社会保険の適用対象となることで、これまで社会保険に加入していなかったアルバイトやパート、派遣で働く方も加入できる可能性があります。

具体的には、短時間労働者を雇用する企業の従業員数が引き下げられることで範囲が拡大されるため、比較的事业規模の小さい中小企業でアルバイトやパートをしている方、派遣社員として働いている方も社会保険に加入できる可能性があります。

社会保険加入のメリット

●厚生年金保険の加入によって将来受け取れる年金額が増える ●健康保険の加入によって所得保障が受けられる ●扶養家族がいる場合、世帯の健康保険料額を抑えられる ●保険料の半額は会社が負担してくれる

デメリット

●社会保険料を負担することになる ●配偶者の扶養から外れる ●配偶者の税金が増える可能性がある

短時間労働者が社会保険に加入することで、将来受け取れる年金額が増える、万が一の際の所得保障が受けられるなどのメリットを得られます。

その一方で、社会保険料の負担の発生や、配偶者の扶養から外れる、配偶者の税負担が増える可能性があるなどのデメリットも示唆されています。

この機会に加入中の保険契約の見直しは、いかがでしょうか？

株式会社 エフピーエス 松村 幸雄

お客様

耳より!! 情報



株式会社町田工業



創業1949年
(昭和24年)4月

事業概要

昭和41年より自動車部品の製造に関わり現在に至っております。組立という完成品に関わる作業で、各自動車メーカーに直接納入される製品の為、特に品質と納期は得意先からも信頼を受けています。

馬庭工場でプラスチック製品の射出成形を行い、トラックのサイドミラーや乗用車のヘッドライトやテールランプの部品を製造し、本社工場でミラー(鏡)やステー(鉄パイプ)等と一緒に組立てて完成品として得意先に届けます。得意先は、その完成品を各自動車メーカーへ納入します。

完成品は得意先での検査工程を通らず、直接メーカーへ納入される為、品質や納期に不具合が発生すると大きな問題となります。弊社は、自動車の構成部品の重要な役割を果たしているとの認識の下に社員一同、日々生産業務を実行しています。



テールランプ部品サブ Assy



アウトサイドミラー完成品

群馬県高崎市吉井町池779-12

TEL:027-387-3800 <https://machida-m001.jimdofree.com/>

Café こねくと 2022年9月 new OPEN



日替わりランチ 550円(税込)

◎バインミー・ミニスイーツ・はす茶
バインミーはベトナム風サンドのこと♪
何の具が入っているかはお楽しみ・・・!

カフェメニュー

◎はす茶 かの三大美女も愛飲したという美肌茶
◎マンゴーづくしのマンゴーアイス など

アジア食材専門店ConnectMarketの店内にカフェがオープン!アジア食材専門店ならではのメニューはいかが~?ゆったり足を伸ばして座れるスペースもあります☆カフェメニュー開発にはベトナム人スタッフも参加。本場の味が楽しめる♪

♪カフェベースの賞切♪ 交流会や女子会などに☆
♪アジア食材♪ カフェメニューで使用している食材などが購入できます
♪着物着付け体験♪ 外国人従業員への福利厚生に、お友達との記念にいかがですか?



☎027-212-5117

店舗営業時間 10:00-18:00 / 定休日: 無
カフェ営業時間 11:00-14:00 15:00-17:30
カフェ定休日: 木曜
群馬県前橋市南町3-48-9



CAFECONNECT_MAEBASHI



素敵な場所へ
素敵な人と



幸せの一步を踏み出してみませんか? 親や兄弟との関わり、夫婦の関わり、まわりの人達との関わり。そんな「縁」を大切にしたいと思い、結婚相談所を開設しました。他にも、企業向けコーチングも行っております。



結婚相談所 一般社団法人 海 kai 群馬県高崎市引間42-2 TEL:070-3765-4919

今回は、いま知っておきたい権利として「配偶者居住権」を取り上げたいと思います。残された配偶者の住居をどのように確保するか、遺言も含めて悩んでいる方は少なくないと思います。この機会にもう一度制度を理解し、専門家への相談を検討してみませんか？

相続に関する民法の改正作業が進められています。昭和55年以来、約40年ぶりの改正となる予定です。配得者の保護や遺留分制度の見直し等、影響の大きい重要項目が盛り込まれています。連載でそのポイントを解説します。

6つの大きな柱

平成30年3月13日、改正法律案*が国会に提出されました。「民法(相続関係)等の改正に関する要綱案(案)」(1月16日決定)に基づいて法文化されたもので、改正内容の詳細を知ることができます。相続関連の改正項目は、大きく右記の6つです。

今回は、①の配偶者の居住権に注目します。

- ① 配偶者の居住権の保護
- ② 遺産分割に関する見直し
- ③ 遺言制度の見直し
- ④ 遺留分制度の見直し
- ⑤ 相続の効力(権利・義務の承継等)に関する見直し
- ⑥ 相続人以外の者の貢献についての考慮

新設される配偶者の居住の権利

今般の改正で、相続開始時点で被相続人と同居していた建物(以下、居住建物)に配偶者が引き続き居住できる権利が新設されます。これは、被相続人の配偶者を保護する視点で設けられた権利であり、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の2種類があります。

1. 配偶者短期居住権

「配偶者短期居住権」は、遺産分割が終了するまでの期間について居住を保護する目的の権利です。相続開始とともに当然に発生し、次のいずれか遅い日までの間、配偶者はそのまま無償で居住建物に住むことができます。

- ① 分割により居住建物の取得者が確定した日
- ② 相続開始から6ヶ月を経過する日

2. 配偶者居住権

一方「配偶者居住権」は、長期の居住権で、居住建物を終身無償で使用・収益できる権利です。相続開始とともに発生する「配偶者短期居住権」とは異なり、次のいずれかに該当する場合に取得することができます。

- ① 遺産分割において、配偶者が、配偶者居住権を取得したとき。
- ② 配偶者に、配偶者居住権が遺贈されたとき。
- ③ 被相続人と配偶者間に、配偶者に、配偶者居住権を取得させる死因贈与契約があるとき。

配偶者は居住建物の所有者に対し「配偶者居住権」の登記を請求でき、登記することで、第三者に対する権利の主張も可能となります。

なお、「配偶者短期居住権」「配偶者居住権」は、いずれも譲渡することはできず、配偶者の死亡等により消滅します。配偶者の死亡等によりこれらの権利が消滅した場合、原状回復義務等の義務は、配偶者の相続人が相続することになります。

また、「配偶者短期居住権」は評価の対象とはなりません。配偶者居住権」はその財産的価値に相当する価額を相続したものと扱われますので、注意が必要です。

*改正法律案 右記の法務省サイトでご確認ください。「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html

編集後記

- 伊勢崎 晋平：趣味で料理を始めました！色々挑戦していきたいと思います！
 松橋 伸吉：15年ぶりに税理士試験を受けようと思います。これから1年頑張ります！
 矢口 篤：暑さの影響か、蝉の鳴き声をあまり聞かなくなった気がします。
 相澤 義宏：日の入り時刻が早くなり、移りゆく季節を感じられるようになりました。
 今井 晃司：息子の成長を感じる日々。頑張らねば！

かなたくん
vol.10(9月号)

令和4年9月1日 発行

〈発行部数〉
600部

〈製作編集〉
かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

かなた税理士法人 ■本社矢中事務所

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

かなた税理士法人 ■間屋町事務所

〒370-0006 群馬県高崎市間屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

かなた税理士法人 ■大宮支店

〒331-0805 埼玉県さいたま市北区益裁町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社
高崎総合コンサルタツツ
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社
エフピーエス
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-5783 FAX 027-347-5784